

安全保障理事会議長声明

「子どもと武力紛争」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2009年4月29日に開催された、安全保障理事会の第6114会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争に関する事務総長第8報告書(S/2009/158)および報告書内で言及された積極的進展について感謝しつつ留意し、決議1612(2005)に反映された実施にあたっての継続する挑戦を留意する。

安全保障理事会は、子どもに対する武力紛争の広範な影響と取り組む約束、および決議1612(2005)および従前の武力紛争と子どもに関する決議、並びに武力紛争によって影響を受けた子どもの保護に適用されるその他の国際法の尊重を保障することの決意を再確認する。

安全保障理事会は、これに関連して持続可能な発展、貧困の撲滅、国民の和解、良い統治、民主主義、法の支配と人権の保護と尊重の促進を含む、長期的な子どもの保護を促進するための、武力紛争の根本原因を包括的に対処する、紛争防止の広範な戦略を採択することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、事務総長報告書(S/2009/158)の添付資料に記載された状況下の決議1612(2005)の実施は、進展を促進したことを認め、事務総長が、適当な場合、子どもに対して犯された全ての暴力と虐待の迅速な擁護および効果的な対応が可能となるよう、監視および報告制度が完全な能力を有するまで努力を強化することを招請する。これに関連して、安保理は、子どもと武力紛争作業部会にさらなる行政的支援を提供しなければならないという事務総長への要請をくり返し表明する。

安全保障理事会は、武力紛争の当事者による、適用される国際法に違反し、武力紛争における当事者による子どもの継続する採用および使用、子どもの殺害、傷害、レイプその他の性的暴力、誘拐、子どもへの人道的アクセスの拒否、および学校や病院への攻撃に対して同様に強い非難をくり返し表明する。安保理は、武力紛争の状況において子どもに対する国際人道法、人権法、難民法を含む国際法のその他の違反を非難する。安保理は、全ての関連当事者がかかる実行を停止し、子どもを保護する特別な措置をとるよう要求する。

安全保障理事会は、文民とりわけ子どもが、計画的な攻撃目標、無差別かつ過大な武器の使用、無差別的な地雷およびクラスター爆弾の使用および人間の盾としての子どもの使用を含んだ、武力紛争における殺害、および不具にされたことによる死傷者の相当数を占め続けていることに深い懸念を表明する。

さらに、安全保障理事会は、いくつかの状況において、戦争の戦術としてレイプおよびその他の形態の性的暴力の使用や命令を含む、武力紛争の文脈およびそれに関連して、男児および女児の子どもに対するレイプおよびその他の形態の性的暴力の、高い発生率と残酷な行為が、愕然とさせられるレベルとなっていることに深い懸念を表明する。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争事務総長報告書添付資料に、武力紛争当事者で、武力紛争において適用される国際法によって禁止された子どもの殺害および傷害の行為または適用される国際法によって禁止された子どもに対するレイプおよびその他の性的暴力行為を実行した者を含める重要性を認め、これより 3 か月以内に行動をとることを目的として、かかる問題に関し審議し続ける意志があることを表明する。

安全保障理事会は、事務総長報告書 (S/2009/158) 添付資料にリスト (記載?) された武力紛争当事者が、まだ適用国際法に違反する子どもの徴兵と使用を停止するための時間を限った行動計画の準備および実施を行っていない場合は、これ以上の遅滞なくそうするように、また彼らが、子どもに対して実行されたすべてのその他の暴力および虐待と取り組み、これに関連して、武力紛争と子ども事務総長特別代表および監視および報告の国際連合国家レベル・タスク・フォースと密接に協力して、具体的な約束と措置を取るようにとの要請をくり返し表明する。

安全保障理事会は、具体的な時間を限った行動計画の準備および実施を含む、適用される国際法に違反する子どもの徴兵と使用の停止にあたって、事務総長報告書添付資料に記載された当事者の不十分なまたはまったく進展のない状況に関し、懸念を表明し、決議 1612(2005)第 9 項に従って適当な行動を含め行動を含め、決議 1612(2005)に提供された全ての道具を活用し、子どもと武力紛争決議の尊重を保障する決意をくり返し表明する。

安全保障理事会は、関係加盟国が、子どもに対する暴力を執拗に犯し続ける者に対して断固たる且つ迅速な行動を取り、また、子どもに対して罪を犯した者の不処罰を終わらせる目的で、国内司法制度および適用されるならば、国際的な司法手続き並びに混合刑事裁判所や法廷を通じて適用可能な国際法に違反して子どもの徴用と使用および子どもに対するその他の違反に責任を有する者を訴追する、必要性を強く強調する。

安全保障理事会は、武力紛争によって影響を受けた全ての子どもたちの効果ある保護と救援の提供にあたって、国家の第一義的責任をくり返し表明し、児童の権利条約および同選択議定書を含む、適用される国際法の下の彼らの義務の履行を要請し、国家が例えば子どもの徴兵と使用およびその他の暴力を明示的に禁止する法律の施行といった、適用される国際法違反となる子どもの徴兵と使用並びに戦闘行為における子どもの使用を含む、武力紛争における子どもに対する暴力防止のための国内的措置を強化するよう促し、

安全保障理事会は、人道援助要員および物品への完全、安全且つ妨害されないアクセスおよび武力紛争によって影響を受けた全ての子どもへの人道援助の提供の重要性をくり返し表明し、人道援助の枠組内で、人道、中立、公平性および独立性といった人道主義原則の支持および尊重が全ての者にとって重要であることを強調する。

安全保障理事会は、小型武器の違法な売買およびそれの子どもに対する影響および武力紛争において子どもが使用することに関して、懸念し続ける。

安全保障理事会は、子どもと武力紛争作業部会が継続して携わっていることを歓迎し、事務局の行政的支援を受けて決議 1612(2005)に従った時機にかなった結論および勧告を採択するよう要請する。安保理は、作業部会が進展を評価しつつ、子どもの徴兵と使用を停止するために勧告の実施および行動計画の発展と実施のフォローアップができるように能力を高めることを奨励し、事務総長特別代表事務所およびユニセフと協力し、子どもと武力紛争についての状況に関する情報に時機を得た方法で審議し、対応することを促す。安保理はまた、作業部会に対し、関連情報の転送によることを含む、関連する安全保障理事会制裁委員会との連絡を向上することを招請する。

安全保障理事会は、ラディカ・クマラスワミ子どもと武力紛争事務総長特別代表によって遂行された任務を賞賛し、国際連合と政府の間の協力関係を促進するためおよび武力紛争当事者との対話を促すにあたって彼女の国家訪問の重要性を強調する。

安全保障理事会はまた、ユニセフおよび各職務権限内での各職務権限内でのその他の関連国際連合機関、基金、プログラム、中央政府と関連市民社会アクターと協力した国際連合平和維持活動、平和構築および政治ミッションの児童保護アドバイザーによって遂行された任務を賞賛する。

安全保障理事会は、平和維持活動局が子どもと武力紛争事務総長特別代表事務所とユニセフとの密接な協力によって、全ての平和維持ミッションに子どもの保護を主流化した努力を奨励し、平和維持活動および関連平和構築並びに政治ミッションに子ども保護アドバ

イザーを派遣することを奨励する。

安全保障理事会は、平和構築委員会が、その審議の下で紛争後状況における子どもの保護の促進を継続するよう、招請する。

いくつかの紛争に地域性の側面があるとするれば、安全保障理事会は、加盟国、国際連合平和維持、平和構築および政治ミッションならびに国際連合国別現地チームが情報交換および例えば子どもの徴兵、解放、再統合の問題に関する国境を超える子どもの保護に関する協力に関しての適切な戦略および調整手続を構築することを奨励する。

安全保障理事会は、適用される国際法に違反する子どもの徴兵、再徴兵の停止および防止という目標達成の手段としても、武力紛争地帯における教育の重要な役割を認め、関係当事者が軍隊および武装集団と関係のある全ての子どもたちが、例えば教育によって恩恵を被ることができる、武装解除、動員解除および再統合過程に制度的にアクセスできることを保障しつづけるよう要請する。

安全保障理事会は、武力紛争の当事者に対し、子どもの教育へのアクセスを妨害する行為、とりわけ軍事行動に学校を使うこと、および適用される国際法によって禁止されている学校に対する攻撃のような、学校の子どもや教師に対する攻撃と攻撃の脅威、を慎むことを促す。

安全保障理事会は、事務総長が子どもと武力紛争の決議の実施に関する次の報告書を2010年5月までに提出するよう要請する。